

卒業記念用録音・録画物に関する運用基準

1 適用範囲

本運用基準は、学校その他の教育機関が卒業式その他の学校行事の記念品としてもつばら在校生に配付することを目的として学校行事等を収録する録音物又は録画物（以下「本件録音・録画物」という。）の製作の依頼を受けた者（以下「製作事業者」という。）が、当該教育機関に代わって利用許諾申込を行う場合に適用する。

2 適用条件

製作事業者は、別途締結する音楽著作物利用許諾契約に基づき、すべての本件録音・録画物について当協会の定める期間内に利用報告を行うものとする。

3 使用料

(1) CD等の録音物

著作物1曲あたり利用時間5分未満の使用料は、複製する録音物の個数に応じて、次の金額とする。なお、5分以上の著作物については、5分までを超えるごとに1曲として著作物数を計算する。

49個まで 200円

50個以上の場合 4円5銭に製造数を乗じて得た額

(2) DVD等の録画物

① 著作物1曲あたり利用時間1分までごとの使用料は、複製する録画物の個数に応じて、次の金額とする。

50個まで 110円

50個を超える場合 110円に50個を超える1個につき2円20銭を加算した額

② 本料率は、基本使用料を委託者が指定することとしている著作物についても適用する。

③ 算出した1録画物あたりの使用料が1,020円を下回る場合は、1,020円とする。

(運用基準開始日)

2009年11月1日

2011年1月一部変更

2016年8月一部変更